

「DO!」: 男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。

あらゆる分野における男女共同参画の実現を目指して!

新年度の準備にあたってのお願い



審議会等 委員の委嘱 審議会委員等、附属機関の委員を委嘱する際は、**委員の男女比が出** 来るだけ同じ割合になるように努めてください。

なお、委嘱にあたっては、人権・男女共同参画課長の合議が必要です。

- *「八潮市附属機関の運営及び委員の委嘱に関する基本方針」では、<u>女性委員の割合</u>が40%以上となるように努めることと規定されています。
- *女性委員の推薦・選考等にあたっては、「女性人材リスト」をご活用ください。



共催•後援

男女共同参画社会の実現に向けて、政府が主催又は後援するシンポジウムや各種行事に関しては、全ての府省において後援等名義に関する規程等に「登壇者や発言者等の性別に偏りがないよう努める」ことが明記されました。このことを受け、内閣府より「各地方公共団体が主催・後援する行事等においても、男女共同参画の視点を反映する」よう要請がありました。

ついては、各課において共催・後援名義使用の承認を行う際においては、事業内容を確認し「登壇者や発言者等の性別に偏りがないよう 努める」ようお願いします。

*「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」に基づく各地方自治体が主催・後援する行事等への男女共同参画の視点の反映について(令和4年1月20日内閣府男女共同参画局長通知)